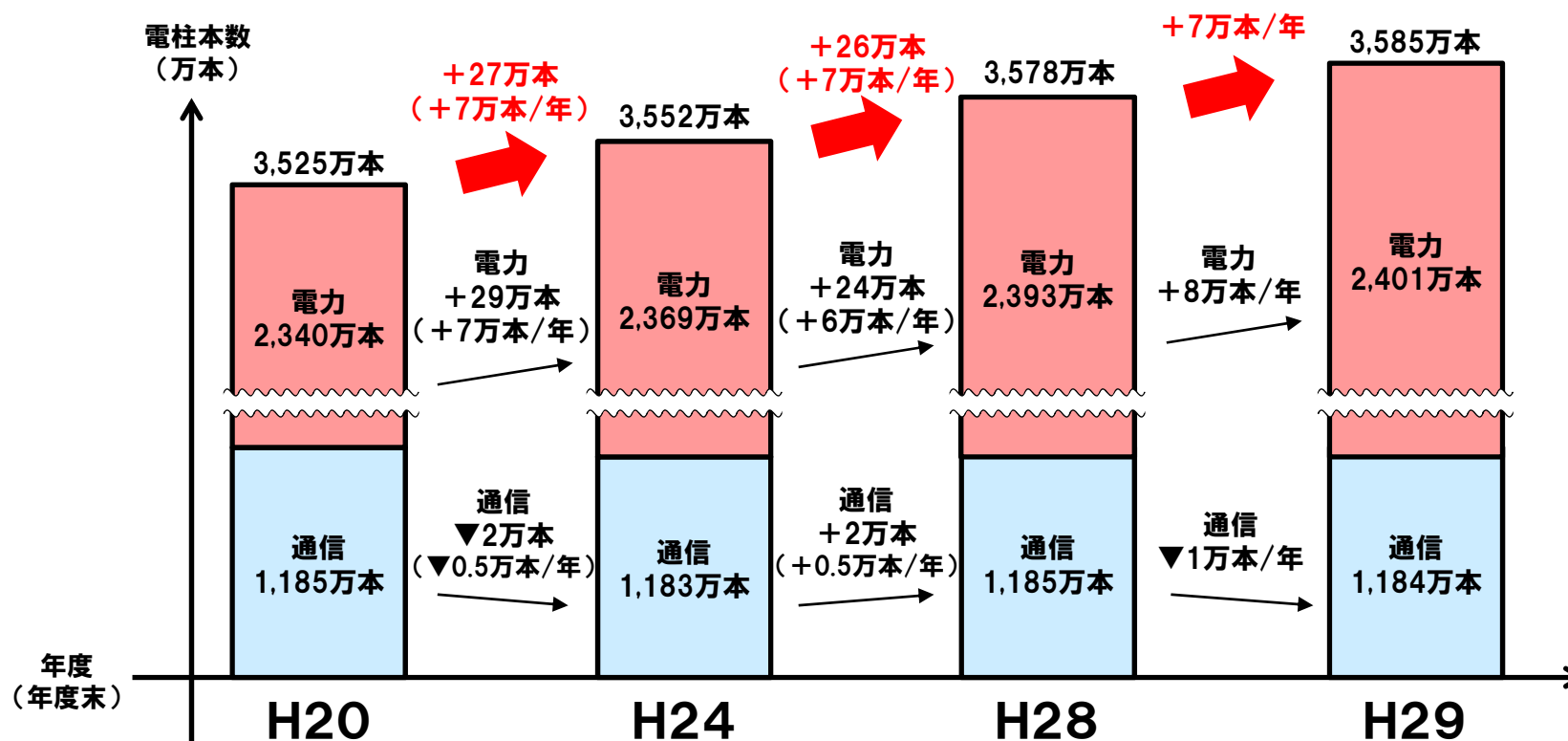


既設電柱の撤去に向けた取組

新設電柱の占用制限後も増え続ける電柱

電柱の本数は、平成28年からの新設電柱の占用制限後も増え続けている※。

※ 電気事業連合会及びNTTからの聴取による。



平成30年台風第21号による電柱の折損・倒壊及び道路閉塞

平成30年9月4日の台風第21号により、関西電力(株)管内では、約900本※の電柱の折損・倒壊が発生。また電柱倒壊による通行障害や道路閉塞も発生。

※出典:2018年12月13日「関西電力(株) 台風21号対応検証委員会報告」



「無電柱化の推進に関する法律」第11条と道路法第37条

○無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号）〔抄〕

（無電柱化が特に必要であると認められる道路の占用の禁止等）

第十一条 国及び地方公共団体は、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るために無電柱化が特に必要であると認められる道路について、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定による道路の占用の禁止又は制限その他無電柱化の推進のために必要な措置を講ずるものとする。

○道路法（昭和27年法律第180号）〔抄〕

（道路の占用の禁止又は制限区域等）

第三十七条 道路管理者は、次に掲げる場合においては、第三十三条、第三十五条及び前条第二項の規定にかかわらず、区域を指定して道路（第二号に掲げる場合にあつては、歩道の部分に限る。）の占用を禁止し、又は制限することができる。

- 一 交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車両の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合
- 二 幅員が著しく狭い歩道の部分について歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要があると認める場合
- 三 災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要があると認める場合

2・3 （略）

「無電柱化の推進に関する法律」第12条

○無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号）〔抄〕

（電柱又は電線の設置の抑制及び撤去）

第十二条 関係事業者は、社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第二条第二項第一号に掲げる事業（道路の維持に関するものを除く。）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにするとともに、当該場合において、現に設置し及び管理する道路上の電柱又は電線の撤去を当該事業の実施と併せて行うことができるときは、当該電柱又は電線を撤去するものとする。

新設電柱の占用禁止区域(案)

禁止の根拠	対象区域		
<p>無電柱化の目的から 占用制限が必要な 区域を指定</p> <p>(無電柱化法第11条) (道路法第37条)</p>	<p style="text-align: center;">防災</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路 (H28.4より実施中) <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center; color: red;">運用指針(H31.4~)</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・避難路、原発避難路、 津波避難経路 等 	<p style="text-align: center;">安全・円滑</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路側帯からはみ出した歩行者と 車両の接触の恐れが頻繁に生じ ている道路 等 ・道路構造令の幅員未満の幹線 道路 (幅員7m未満かつ500台/日以上) ・バリアフリー基準(有効幅員2m※) 未満の福祉施設周辺、通学路 等 <p style="font-size: small;">※歩行者の交通量が多い道路は3.5m</p>	<p style="text-align: center;">景観</p> <p style="text-align: center;">—</p>
<p>事業の実施に 併せて制限</p> <p>(無電柱化法第12条)</p>	<div style="border: 1px solid blue; padding: 10px;"> <p style="text-align: center; color: blue;">省令改正(H31.4~)</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">事業あり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路事業 ・市街地開発事業 ・開発許可を受けて行う事業 等 </div>		<p style="text-align: center;">事業なし</p> <p style="text-align: center;">—</p>

無電柱化推進計画における既設電柱の撤去の位置づけ

○無電柱化推進計画（平成30年4月6日）〔抄〕

第4 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

3. 占用制度の的確な運用

1) 占用制限制度の適用

既設電柱の占用制限について、現に電柱等の道路占用を行っているという電線管理者及び電線によってもたらされるサービスの利用者の既存の利益・期待等にも十分に配慮しつつ、具体的な措置について検討し、措置を講じる。

2) 無電柱化法第12条による新設電柱の抑制等

国は、道路事業の実施に際し、新設電柱等の設置抑制や、可能な場合には、既設の電柱等の撤去を併せて行うことを規定している無電柱化法第12条を的確に運用するため、現場の実態を踏まえて具体的な運用方針を策定する。また、その実効性を占用制度の枠内で担保するための道路法令の改正を検討する。

緊急輸送道路における占用制限

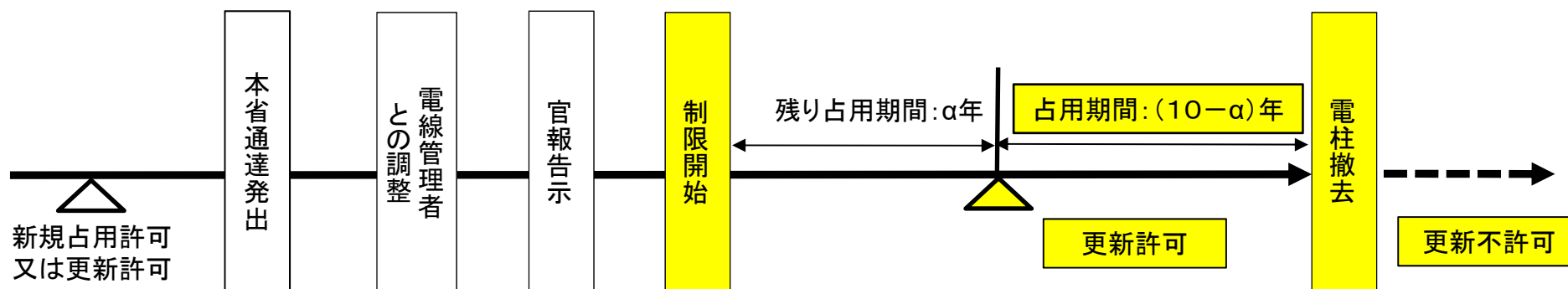
- 現在、占用制限区域においては新設電柱の設置のみが禁止され、既設電柱の取扱いについては、当分の間、占用を認めることとしているが、相次ぐ災害により通行障害や道路閉塞が生じたことを踏まえ、緊急輸送道路における既設電柱の撤去について早急に取り組を進めていく必要。



既設電柱に対する占用制限と猶予期間の必要性

緊急輸送道路における既設電柱の撤去を進めるに当たり、電線管理者に対する占用許可の信頼を保護する必要があることから、緊急輸送道路上の既設電柱について、一定の猶予期間を設けて更新を許可しないこととすべきではないか。

占用制限に係る手続イメージ (緊急輸送道路一般)



既設電柱の撤去の猶予期間

既設電柱の撤去の猶予期間としては、

- ・ 電柱の占用期間が最大10年以内とされていること
- ・ 無電柱化の事業期間は、平均7年程度とされていること

を踏まえ、10年間を設定することが適切ではないか。

無電柱化の事業期間のイメージ



電線管理者等に対する配慮の必要性

相次ぐ災害の発生により無電柱化の必要性は高まっているとはいえ、電線管理者や電線管理者が提供するサービス利用者の既存の利益等にも配慮する必要があることから、既設電柱に対する占用制限を実施するに当たっては、電線管理者と既設電柱の撤去のペースについて協議し、当該協議の結果を踏まえて段階的に占用制限を実施するなどの対応を検討すべきではないか。

既設電柱の撤去と損失補償のあり方

既設電柱の撤去に係る電線管理者の損失補償について、10年の猶予期間を設けて更新を許可しない(地中での電線の占用は許可する)場合には、原則として補償しないこととしても問題ないのではないか。(移設費が著しく高額なケースなど、「社会通念上の受忍義務の範囲を超える損失」については、個別具体的に補償を検討)

【参考とした判例】

○ 最判S49. 2. 5

都有行政財産である土地の使用許可の取消と損失補償について判示した事例。

○ 大阪地判H27. 5. 29

都市公園内に設置された公園施設について都市公園法第5条第1項の規定による管理許可を継続して取得し売店等を経営していた者がした、当該公園施設の管理不許可処分を受けたことに伴い被った損失の補償を求める請求が、棄却された事例。

既設電柱に対する占用制限検討の対象区域(案)

		占用制限関係	
		緊急輸送道路	緊急輸送道路以外
無電柱化法第12条関係	道路事業等が実施される区域	速やかに既設電柱の撤去に取り組む区域 (p.13)	
	道路事業等が実施されない区域	段階的に既設電柱の撤去に取り組む区域 (p.8~11)	

無電柱化法第12条に基づく既設電柱の撤去

無電柱化法第12条後段に規定する電柱の撤去が可能なときは、当該電柱が撤去されるよう占用制限を活用すべきではないか。この場合の当該電柱の撤去に伴う電線管理者の損失補償については、10年の猶予期間を設けて更新を許可しないこととした上で、移設費が著しく高額なケースには該当しないものとして、補償しないこととしても問題ないのではないか。

○無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号）〔抄〕
（電柱又は電線の設置の抑制及び撤去）

第十二条 関係事業者は、社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第二条第二項第一号に掲げる事業（道路の維持に関するものを除く。）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにするとともに、当該場合において、現に設置し及び管理する道路上の電柱又は電線の撤去を当該事業の実施と併せて行うことができるときは、当該電柱又は電線を撤去するものとする。

無電柱化法第12条前段・後段の想定事例

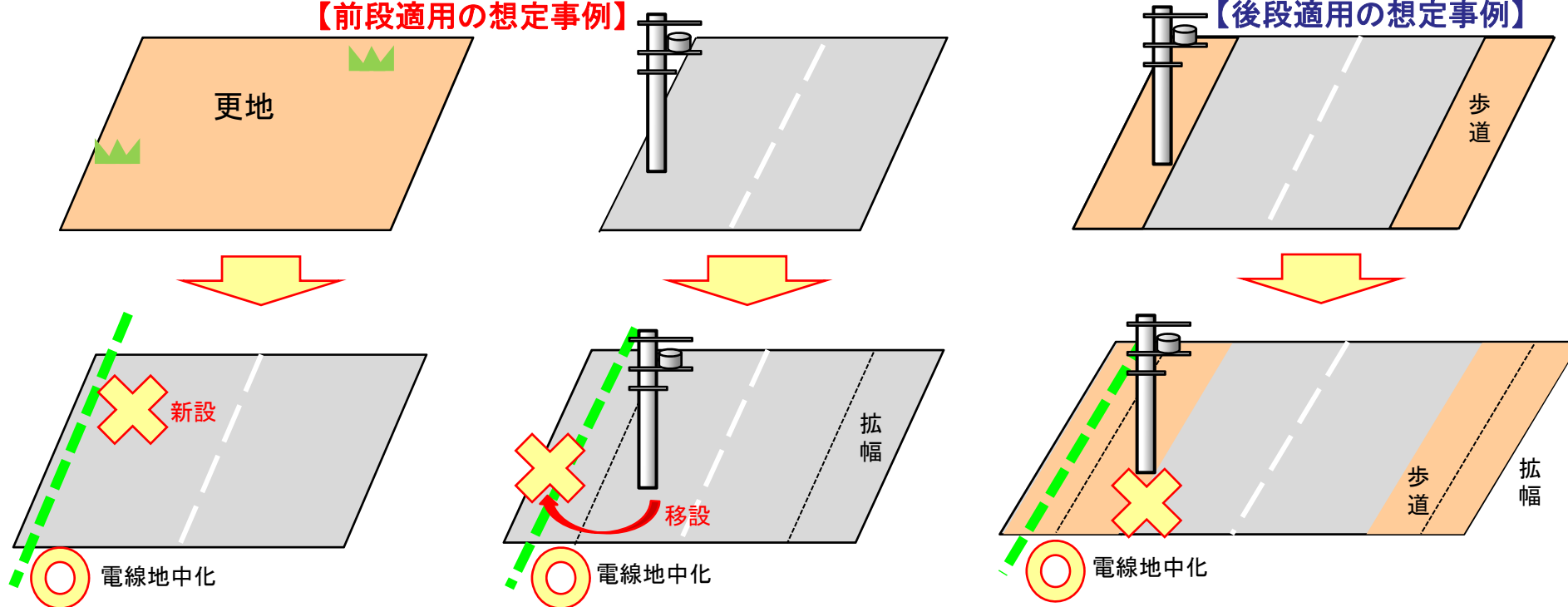
○無電柱化の推進に関する法律（平成28年法律第112号）〔抄〕

（電柱又は電線の設置の抑制及び撤去）

第十二条 関係事業者は、社会資本整備重点計画法（平成十五年法律第二十号）第二条第二項第一号に掲げる事業（道路の維持に関するものを除く。）、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第七項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにするとともに、当該場合において、現に設置し及び管理する道路上の電柱又は電線の撤去を当該事業の実施と併せて行うことができるときは、当該電柱又は電線を撤去するものとする。

【前段適用の想定事例】

【後段適用の想定事例】



道路の新設に伴い無電柱化できる場合は、新設電柱等の占用を認めない

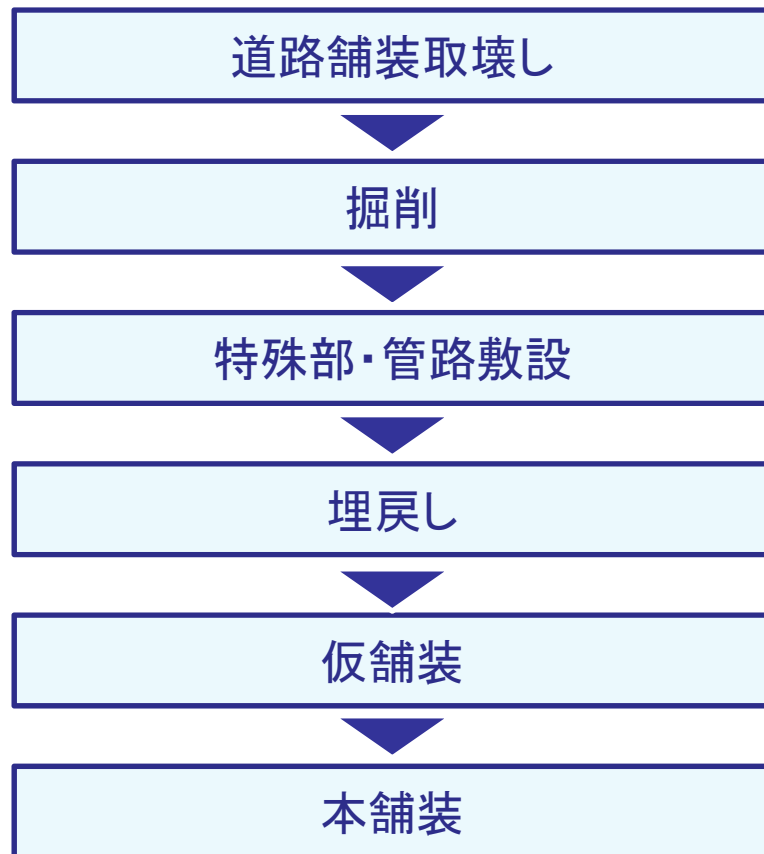
道路の拡幅等に伴い無電柱化できる場合であって、工事の支障により電柱を移設する場合は、新設電柱等の占用を認めない

歩道拡幅や段差解消等に伴い電柱を移設する必要はないが、無電柱化できる場合は、既設電柱等の占用を認めない

電線管理者の負担の比較

- 道路事業等と併せて地中化する場合、道路管理者が掘削や埋戻しを実施するため、電線管理者は特殊部・管路敷設のみとなり、低コストでの整備が可能

単独地中化による工事手順



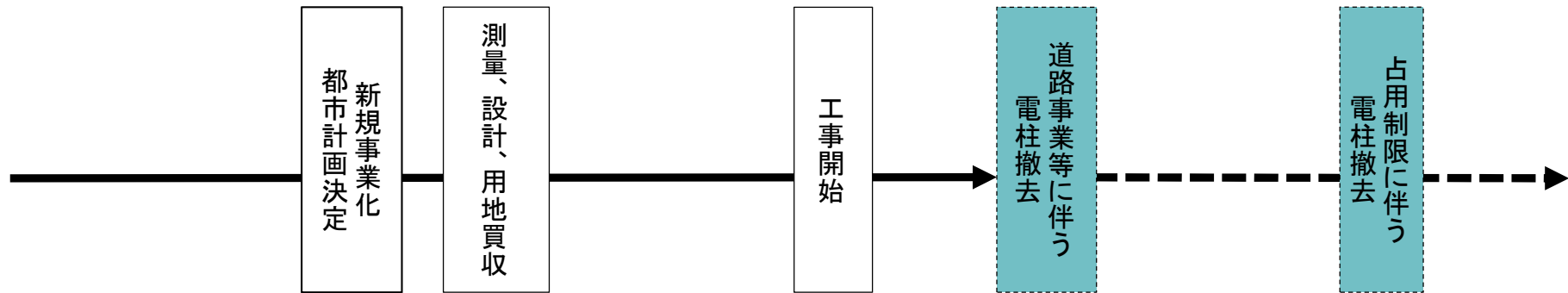
道路事業等と併せて地中化する場合の工事手順



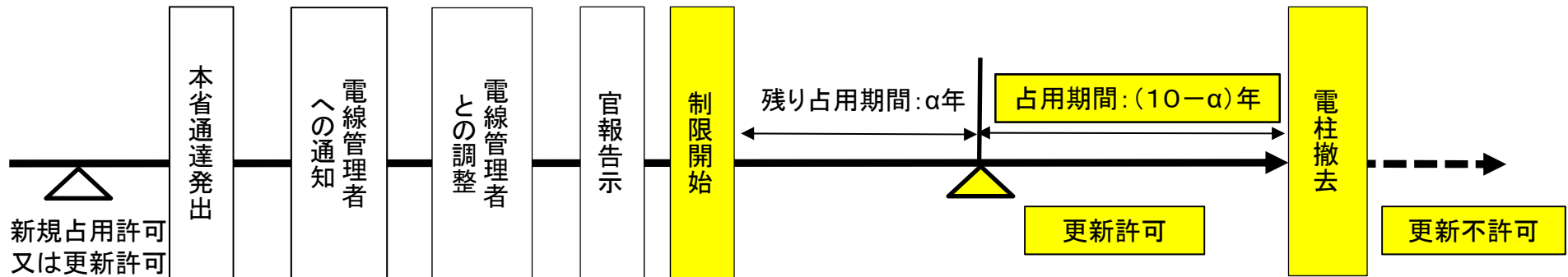
※ 実線部分は電線管理者、破線部分は道路管理者が実施

占用制限に係る手続イメージ(無電柱化法第12条関係)

事業フロー



占用制限



占用制限区域の公示イメージ

- 占用制限に当たっては「公示」が必要（道路法第37条第3項）
- 直轄国道については官報により告示

○ ●●地方整備局告示第●号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定に基づき次のとおり公示する。その関係図面は、平成●年●月●日から2週間一般の縦覧に供する。

平成●年●月●日 ●●地方整備局長 ●● ●●

- 1 道路の種類及び路線名及び占用を制限する区域及び図面縦覧場所
道路の場所：一般国道、路線名：●号、占用を制限する区域：●市●番から●市●番まで
図面縦覧場所：●●地方整備局及び●●事務所
- 2 制限の対象とする占用物件
4に定める期日より前に占用を認められ地上に設けられている電柱
- 3 占用を制限する理由
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- 4 占用の制限の開始の期日
平成●年●月●日
- 5 占用の制限の内容
 - (1) 2に定める占用物件の占用期間を更新する場合には、占用期間の終期を4に定める期日から起算して10年を経過した日より前に設定した上で許可するものとする。
 - (2) 4に定める期日から起算して10年を経過した日以降、2に定める占用物件に係る占用期間の更新を認めない。